



2011（平成23）年度 社会保障費用 —概要と解説—

国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト

はじめに

国立社会保障・人口問題研究所は2013（平成25）年12月6日に「平成23年度社会保障費用統計（旧「社会保障給付費」）」を公表した。本稿では第1部で2011（平成23）年度社会保障費用の概要と解説を行う。第2部では2011（平成23）年度社会保障費用の主な特徴について解説する¹⁾。

第1部 2011（平成23）年度社会保障費用の概要と解説

社会保障費用とは、社会保障給付費（ILO基準）と社会支出（OECD基準）の総称である。社会支出は、社会保障給付費と比べ、施設整備費など直接個人に帰着しない支出まで集計範囲に含む。また、社会保障給付費の諸外国データが1996年以降、更新されていないのに対し、社会支出のデータは定期的に更新・公表されており、国際比較の観点から重要な指標となっている。

第1部では、まずⅠで社会保障費用（社会支出、社会保障給付費）の総額、続くⅡで社会支出（政

策分野別）、Ⅲで社会保障給付費（部門別）、Ⅳで社会保障給付費（機能別）、最後のⅤで社会保障財源、の順に結果の概要と増減要因を解説する。

Ⅰ 社会保障費用（社会支出、社会保障給付費）の総額—過去最高額を更新

1 社会支出

2011年度の世界社会支出の総額は112兆437億円、対前年度伸び率は2.9%（2010年度1.8%）、対国内総生産比は23.67%（2010年度22.69%）であった。

2011年度の国民1人当たりの社会支出は87万6,700円であり、1世帯当たりでは226万4,300円である。

社会支出の総額および対国内総生産比は、1980年の集計開始以来最高額であった。

2 社会保障給付費

2011年度の社会保障給付費の総額は107兆4,950億円、対前年度伸び率は2.7%（2010年度3.5%）、対国内総生産比は22.71%（2010年度21.80%）である。

2011年度の国民1人当たりの社会保障給付費は

表1 社会保障費用の総額

| 社会保障費用 | 2010年度 | 2011年度 | 対前年度比 | |
|---------|-----------|-----------|--------|-----|
| | | | 増加額 | 伸び率 |
| | 億円 | 億円 | 億円 | % |
| 社会支出 | 1,089,195 | 1,120,437 | 31,242 | 2.9 |
| 社会保障給付費 | 1,046,793 | 1,074,950 | 28,156 | 2.7 |

注) 社会支出には、社会保障給付費に加えて、施設整備費等の個人に帰着しない支出も集計範囲に含む。詳しくは国立社会保障・人口問題研究所（2013b）52-53頁を参照。

表2 社会保障費用の対国内総生産比および対国民所得比

| 社会保障費用 | 2010年度 | 2011年度 | 対前年度増加分 |
|---------|--------|--------|---------|
| | % | % | %ポイント |
| 社会支出 | | | |
| 対国内総生産比 | 22.69 | 23.67 | 0.99 |
| 対国民所得比 | 30.92 | 32.31 | 1.40 |
| 社会保障給付費 | | | |
| 対国内総生産比 | 21.80 | 22.71 | 0.91 |
| 対国民所得比 | 29.71 | 31.00 | 1.29 |

資料) 国内総生産、国民所得：内閣府「平成25年版国民経済計算年報」

表3 1人（1世帯）当たり社会保障費用

| 社会保障費用 | 2010年度 | 2011年度 | 対前年度比 | |
|---------|---------|---------|-------|-----|
| | | | 増加額 | 伸び率 |
| | 千円 | 千円 | 千円 | % |
| 社会支出 | | | | |
| 1人当たり | 850.6 | 876.7 | 26.2 | 3.1 |
| 1世帯当たり | 2,198.9 | 2,264.3 | 65.5 | 3.0 |
| 社会保障給付費 | | | | |
| 1人当たり | 817.4 | 841.1 | 23.7 | 2.9 |
| 1世帯当たり | 2,113.3 | 2,172.4 | 59.2 | 2.8 |

注) 1世帯当たり社会支出＝平均世帯人員×1人当たり社会支出によって算出した。1世帯当たり社会保障給付費も同様の方法による。

資料) 人口：総務省統計局「平成23年10月1日現在人口」

平均世帯人員数：厚生労働省「平成23年国民生活基礎調査」

84万1,100円であり、1世帯当たりでは217万2,400円である。

社会保障給付費の総額および対国内総生産比は、1950年（対国内総生産比は1951年）の集計開始以来最高額であった。

II 社会支出（政策分野別）²⁾ — 「家族」の伸びの大幅縮小、「積極的労働市場政策」の大幅減、「他の政策分野」の大幅増

2011年度の社会支出を政策分野別にみると、「高齢」が最も多く（46.5%）、次いで「保健」（32.4%）、「遺族」（6.1%）、「家族」（5.7%）、「障害、業務災害、傷病」（4.3%）、「他の政策分野」（2.5%）、「失業」（1.3%）、「積極的労働市場政策」（0.8%）、「住宅」（0.5%）の順となっており、前年度に比べ「積極的労働市場政策」の構成割合が下がり、

「他の政策分野」の構成割合が大きく高まった。

2011年度の政策分野別社会支出の対前年度伸び率でみると、「家族」の伸び（4.3%）が前年度（34.0%）に比べて大幅に縮小し、「積極的労働市場政策」が大きくマイナスとなった（△33.0%）一方、「他の政策分野」の伸びが大きかった（118.1%）。

「家族」の伸びが前年度に比べ大幅に縮小したのは、前年度は4月に子ども手当が創設され、支給対象や支給額が大きく増加したのに対し、2011年度の子どもの手当の10月以降の制度改正では、3歳未満や小学校修了前の第3子以降に対する支給額が増額されたものの、その他の中学生以下に対する支給額が減額されたことで、2,639億円の伸びにとどまったことによる。

また、減少が大きかった「積極的労働市場政策」は、主として緊急人材育成・就職支援事業臨時特別交付金の廃止（△2,115億円）および緊急雇用

表4 政策分野別社会支出

| 社会支出 | 2010年度 | 2011年度 | 対前年度比 | |
|--------------|----------------------|----------------------|--------|-------|
| | | | 増加額 | 伸び率 |
| | 億円 | 億円 | 億円 | % |
| 合計 | 1,089,195 (100.0) | 1,120,437 (100.0) | 31,242 | 2.9 |
| 高齢 | 517,727 (47.5) | 521,233 (46.5) | 3,506 | 0.7 |
| 遺族 | 68,051 (6.2) | 68,130 (6.1) | 79 | 0.1 |
| 障害, 業務災害, 傷病 | 45,728 (4.2) | 48,018 (4.3) | 2,290 | 5.0 |
| 保健 | 350,480 (32.2) | 362,866 (32.4) | 12,386 | 3.5 |
| 家族 | 61,251 (5.6) | 63,890 (5.7) | 2,639 | 4.3 |
| 積極的労働市場政策 | 13,659 (1.3) | 9,144 (0.8) | △4,514 | △33.0 |
| 失業 | 14,500 (1.3) | 14,048 (1.3) | △452 | △3.1 |
| 住宅 | 5,129 (0.5) | 5,470 (0.5) | 340 | 6.6 |
| 他の政策分野 | 12,670 (1.2) | 27,637 (2.5) | 14,967 | 118.1 |

注) 1) () 内は構成割合である。

2) 政策分野別の項目説明は、国立社会保障・人口問題研究所(2013b) 52-53頁を参照。

創出事業臨時特例交付金の大幅削減(△1,631億円)による。なお、被災者向け緊急雇用創出事業臨時特例交付金は「他の政策分野」に位置づけている。

最後に、「他の政策分野」の伸びが大きかったのは、主として災害救助費等負担金の大幅増(4,791億円増)、被災者向け緊急雇用創出事業臨時特例交付金(3,722億円)および被災者生活再建支援制度支援金の大幅増(2,119億円増)による。

Ⅲ 社会保障給付費(部門別) - 「年金」 で低い伸び

2011年度の社会保障給付費を部門別にみると、「医療」が34兆634億円(31.7%)、「年金」が53兆623億円(49.4%)、「福祉その他」が20兆3,692億円(18.9%)であり、「年金」の構成割合が下がっ

た。

2011年度の部門別社会保障給付費の対前年度伸び率でみると、「福祉その他」が8.4%と最も大きく、次いで「医療」が3.5%、最も低かったのが「年金」の0.2%であった。

部門別社会保障給付費の対前年度伸び率を時系列でみると、「福祉その他」は過去10年で2番目に高い伸びであった一方、「医療」は3年ぶりに低い伸び、「年金」は比較可能な数値が取れる1965年度以来最も低い伸びであった。

1 医療

2011年度の「医療」は、診療報酬改定の年ではなかったものの、高齢化の進行等から、全体としては3.5%の伸び(1兆1,445億円増)を示した。これは、近年では、2008年度の2.2%に次ぐ、3年ぶりに低い伸びであった。

表5 部門別社会保障給付費

| 社会保障給付費 | 2010年度 | 2011年度 | 対前年度比 | |
|----------|----------------------|----------------------|--------|-----|
| | | | 増加額 | 伸び率 |
| | 億円 | 億円 | 億円 | % |
| 計 | 1,046,793 (100.0) | 1,074,950 (100.0) | 28,156 | 2.7 |
| 医療 | 329,190 (31.4) | 340,634 (31.7) | 11,445 | 3.5 |
| 年金 | 529,711 (50.6) | 530,623 (49.4) | 912 | 0.2 |
| 福祉その他 | 187,893 (17.9) | 203,692 (18.9) | 15,800 | 8.4 |
| 介護対策（再掲） | 75,082 (7.2) | 78,881 (7.3) | 3,799 | 5.1 |

注) 1) () 内は構成割合である。

2) 部門別の項目説明は、国立社会保障・人口問題研究所（2013b）27頁、50頁を参照。

制度別に増加に最も寄与したのは、後期高齢者医療制度（5,591億円増）、次いで国民健康保険（2,504億円増）であった。後期高齢者医療制度の対前年度伸び率は4.8%となったが、これは被保険者数の対前年度伸び率が3.0%、1人当たり医療費の対前年度伸び率が1.5%となったことで、結果として医療給付も増加したものと考えられる³⁾。一方、国民健康保険の対前年度伸び率は2.7%となったが、被保険者の高齢化により、1人当たり医療費の対前年度伸び率が3.2%となったことで、結果として医療給付も増加したものと考えられる⁴⁾。

2 年金

2011年度の「年金」については、年金額の改定が△0.4%であり、高齢化の進行等があったが、全体として0.2%の伸び（912億円増）を示した。これは、1964年度の集計開始以来最も伸び率が低かった2003年度の0.9%を更に0.7ポイント下回った。

制度別にみると、国民年金の対前年度伸び率は1.7%（3,148億円増）、厚生年金基金等の対前年度伸び率は4.4%（886億円増）であったのに対して、厚生年金保険の対前年度伸び率は△1.2%（2,772億円減）であった。厚生年金保険の給付減は、上記年金額の改定に加えて、受給者数の伸びが鈍化

したことによると考えられる⁵⁾。受給者数の伸びの鈍化の背景には年齢別人口で、2011年度に65歳に達した年齢階層の人口の規模の小ささに影響されている。しかし2012年度は団塊の世代が65歳に達し、65歳以上人口が大幅に増加する見込みであり、受給者数増に影響がある可能性を指摘したい。

3 福祉その他

2011年度の「福祉その他」については、介護報酬改定の年ではなかったものの、高齢化の進行および東日本大震災の影響等から、全体として8.4%の伸び（1兆5,800億円増）を示した。これは、近年では、2009年度の15.7%に次ぐ、2年ぶりに高い伸びであった。

制度別に増加に最も寄与したのは、社会福祉（7,727億円増）、次いで介護保険（3,751億円増）、その他（2,090億円増）であった。社会福祉の対前年度伸び率は22.7%となったが、これは、主として災害救助費等負担金の大幅増（4,791億円増）による。介護保険の対前年度伸び率は5.1%となったが、これは、第1号被保険者数の対前年度伸び率が2.3%、1人当たり給付費の対前年度伸び率が2.8%となったことで、結果として介護保険給付も増加したものと考えられる⁶⁾。その他の対前年度伸び率は437.9%となったが、これは、主として、被災者生活再建支援制度支援金の大幅増（2,119

億円増)による。

IV 社会保障給付費(機能別)－「家族」の伸びの大幅縮小,「生活保護その他」の大幅増,「労働災害」の5年ぶり増

2011年度の社会保障給付費を機能別にみると、「高齢」が全体の48.2%で最も大きく、次いで「保健医療」が30.2%であり、この2つの機能で78.4%を占めている。これ以外の機能では、「遺族」(6.3%)、「家族」(5.3%)、「生活保護その他」(3.7%)、「障害」(3.3%)、「失業」(1.7%)、「労働災害」(0.9%)、「住宅」(0.5%)の順となっており、「生活保護その他」の構成割合が上がった。

対前年度伸び率でみると、「家族」の伸び(4.4%)が前年度(42.4%)に比べて大幅に縮小した一方、

「生活保護その他」の伸びが大きかった(35.8%)。

なお、「労働災害」については、2006年度以来5年ぶりに増加した(対前年度伸び率1.8%)。

「家族」の伸びが前年度に比べ大幅に縮小したのは、前年度は4月に子ども手当が創設され、支給対象や支給額が大きく増加したのに対し、2011年度の子どもの手当の10月以降の制度改正は、3歳未満や小学校修了前の第3子以降に対する支給額が増額されたものの、その他の中学生以下に対する支給額が減額されたことで、2,437億円の伸びにとどまったことによる。

「生活保護その他」の伸びが大きかったのは、主として災害救助費等負担金の大幅増(4,791億円増)および被災者生活再建支援制度支援金の大幅増(2,119億円増)による。

表6 機能別社会保障給付費

| 社会保障給付費 | 2010年度 | 2011年度 | 対前年度比 | |
|---------|----------------------|----------------------|--------|------|
| | | | 増加額 | 伸び率 |
| | 億円 | 億円 | 億円 | % |
| 計 | 1,046,793 (100.0) | 1,074,950 (100.0) | 28,156 | 2.7 |
| 高 齢 | 513,349 (49.0) | 517,817 (48.2) | 4,469 | 0.9 |
| 遺 族 | 67,943 (6.5) | 68,020 (6.3) | 78 | 0.1 |
| 障 害 | 33,800 (3.2) | 35,164 (3.3) | 1,364 | 4.0 |
| 労働災害 | 9,191 (0.9) | 9,353 (0.9) | 163 | 1.8 |
| 保健医療 | 314,863 (30.1) | 324,637 (30.2) | 9,774 | 3.1 |
| 家 族 | 54,795 (5.2) | 57,232 (5.3) | 2,438 | 4.4 |
| 失 業 | 18,654 (1.8) | 17,777 (1.7) | △877 | △4.7 |
| 住 宅 | 5,129 (0.5) | 5,470 (0.5) | 340 | 6.6 |
| 生活保護その他 | 29,069 (2.8) | 39,478 (3.7) | 10,409 | 35.8 |

注) 1) () 内は構成割合である。

2) 機能別の項目説明は、国立社会保障・人口問題研究所(2013b)54-55頁を参照。

V 社会保障財源－「資産収入」が大幅増、 「国庫負担」で高い伸び、「その他」 が減少

社会保障財源の概念は社会保障給付費と同様ILO基準に対応するもので、総額には、給付費に加えて、管理費および施設整備費等の財源も含まれる⁷⁾。

2011年度の社会保障財源の総額は115兆6,566億円であり、対前年度伸び率は5.5%となった。

大項目別社会保障財源の構成割合をみると、「社会保険料」が52.0%、「公費負担」が37.6%、「他の収入」が10.4%となった。

小項目別社会保障財源の構成割合をみると、「国庫負担」が最も多く(27.3%)、次いで「被保険者拠出」(26.9%)、「事業主拠出」(25.1%)、「他の公費負担」(10.3%)、「その他」(7.3%)、「資産収入」(3.2%)の順となっており、「国庫負担」および「資産収入」の構成割合が高まった。

小項目別社会保障財源の対前年度伸び率をみると、「資産収入」(335.5%)が最も大きく、次いで「国庫負担」(6.8%)、「他の公費負担」(6.1%)、「事業主拠出」(3.2%)、「被保険者拠出」(2.4%)であり、「その他」(△12.0%)はマイナスとなった。前年度の対前年度伸び率を上回ったのは「資産収入」および「国庫負担」であった。

1 社会保険料

(1) 被保険者拠出

「被保険者拠出」の増加(7,412億円)は、主として厚生年金保険(3,723億円増)、組管管掌健康保険(2,104億円増)、全国健康保険協会管掌健康保険(736億円増)による。

厚生年金保険、組管管掌健康保険および全国健康保険協会管掌健康保険の拠出増は、いずれも保険料率の引上げによるものと考えられる^{8) 9) 10)}。

(2) 事業主拠出

「事業主拠出」の増加(9,085億円)は、主として厚生年金保険(3,723億円増)、組管管掌健康保険(2,240億円増)、地方公務員等共済組合(1,129

億円増)、全国健康保険協会管掌健康保険(916億円増)による。上記制度の保険料は労使折半であるため、各制度の増加要因は、(1)の被保険者拠出と同じである。

2 公費負担

(1) 国庫負担

「国庫負担」の増加(2兆102億円)は、主として社会福祉(6,037億円増)、公衆衛生(2,689億円増)、後期高齢者医療制度(1,980億円増)による。

社会福祉の国庫負担増は、主として災害救助費等負担金が、災害救助費総額の増に加えて、被災県の標準税収入に対する割合に応じて国の負担割合が5割から最大9割になることによる大幅増(4,275億円増)による。公衆衛生の国庫負担増は、主として地域医療再生基金の積み増し(平成22年度補正予算繰越による2,100億円に加え、平成23年度第3次補正の震災分720億円)および福島県健康管理基金の新設(782億円)等による。後期高齢者医療制度の国庫負担増は、被保険者数および1人当たり医療費の増加により対前年度伸び率が4.5%となったため、その財源の一部である国庫負担が伸びたと考えられる。

(2) 他の公費負担¹¹⁾

「他の公費負担」の増加(6,851億円)については、主として社会福祉(2,208億円増)、介護保険(1,701億円増)、他の社会保障制度(1,397億円増)等による。社会福祉の他の公費負担増は、主として、障害者自立支援給付費の増加(605億円増)、災害救助費等負担金の増加(516億円増)、災害弔慰金等負担金の増加(389億円増)等による。介護保険の他の公費負担増は、第1号被保険者および1人当たり給付費の増加により対前年度伸び率が5.1%となったため、その財源の一部である他の公費負担が伸びたと考えられる。他の社会保障制度の他の公費負担増は、主として、被災者生活再建支援事業拠出金(880億円増)および地方公共団体単独実施公費負担医療費給付(558億円増)等による。

表7 項目別社会保障財源

| 社会保障財源 | 2010年度 | 2011年度 | 対前年度比 | |
|----------|-----------|-----------|---------|-------|
| | | | 増加額 | 伸び率 |
| | 億円 | 億円 | 億円 | % |
| 計 | 1,096,498 | 1,156,566 | 60,068 | 5.5 |
| | (100.0) | (100.0) | | |
| I 社会保険料 | 584,566 | 601,063 | 16,497 | 2.8 |
| | (53.3) | (52.0) | | |
| 被保険者拠出 | 303,247 | 310,659 | 7,412 | 2.4 |
| | (27.7) | (26.9) | | |
| 事業主拠出 | 281,319 | 290,404 | 9,085 | 3.2 |
| | (25.7) | (25.1) | | |
| II 公費負担 | 407,765 | 434,718 | 26,953 | 6.6 |
| | (37.2) | (37.6) | | |
| 国庫負担 | 295,070 | 315,172 | 20,102 | 6.8 |
| | (26.9) | (27.3) | | |
| 他の公費負担 | 112,695 | 119,546 | 6,851 | 6.1 |
| | (10.3) | (10.3) | | |
| III 他の収入 | 104,167 | 120,785 | 16,619 | 16.0 |
| | (9.5) | (10.4) | | |
| 資産収入 | 8,388 | 36,529 | 28,141 | 335.5 |
| | (0.8) | (3.2) | | |
| その他 | 95,779 | 84,256 | △11,522 | △12.0 |
| | (8.7) | (7.3) | | |

注) 1) () 内は構成割合である。

- 2) 公費負担とは「国庫負担」と「他の公費負担」の合計である。また、「他の公費負担」とは地方自治体の負担を示す。但し、地方自治体の負担とは国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は公費負担医療費給付分および公立保育所運営費のみを含み、それ以外は含まない。
- 3) 「資産収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。また、「その他」は積立金からの受入を含む。

3 その他収入

(1) 資産収入

「資産収入」の伸びが大きかったのは、主として、厚生年金保険（2兆4,201億円）、次いで厚生年金基金等（2,358億円）、国民年金（1,770億円）において大きく増加したことによる。これは、運用環境の改善により積立金の運用実績が向上したことが要因と考えられる¹²⁾。

(2) その他

「その他」が減少したのは、主として、厚生年金保険（△7,728億円）、次いで後期高齢者医療制度（△1,637億円）、雇用保険等（△1,343億円）において大きく減少したことによる。厚生年金保険の減少については、運用収入の改善などに伴い、

積立金からの受入れが大幅に減少したことによるものと考えられる¹³⁾。後期高齢者医療制度の減少については、繰越金が減少したことによるものと考えられる¹⁴⁾。雇用保険等については、一般求職者給付の受給者実人員数が減少したことなどに伴い、積立金からの受入れを行わなかったことによるものと考えられる¹⁵⁾。

第2部 2011（平成23）年度社会保障費用の主な特徴と変更点

I で今回の公表の主な特徴である東日本大震災関係の具体的項目、II で作成方法の主な変更点について解説する。

I 東日本大震災関係の社会保障費用 －主な費用項目を列挙

2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、増加ないし新設された費用項目のうち、何が社会保障費用に当たるかについて、OECD基準およびILO基準に基づいて当研究所において分類したものが図8であり、社会保障費用に当たるとされたもののうち主な社会保障費用をまとめたものが表9である。

東日本大震災関係の社会保障費用の分類に当たっては、図8にあるように、OECD基準およびILO基準に従い、法令の定めに基づく制度で、かつ、OECD基準の政策別9分野ないしILO基準の機能別9分野に合致するもの（図8のAの部分）を集計範囲とした。その結果、仮設住宅や借り上げ

住宅家賃補助など災害救助法がカバーするものではない、道路・港湾・災害公営住宅などの公共事業や、東京電力による損害賠償の費用¹⁶⁾はこうした定義に合致しないことから含めないこととした¹⁷⁾。

つぎに、表9においては、主な東日本大震災関係費とその各基準における分類、および金額を示している。計上された費用には、災害救助費のように従来から社会保障費用に入っていたものと、福島県民健康管理基金のように今回の震災を機に制度が創設されたものの2種類が入っている。前者については、同表の過去の推移からみて、2011年度の金額の大部分が、ほぼ東日本大震災関係費だと推定されるが、2011年度に起こった東日本大震災に加え、その他の台風・豪雨等被害なども対象となっていることは留意が必要である。

また、金額として東日本大震災関係費を把握できないため表9に記載していないが、労働災害や

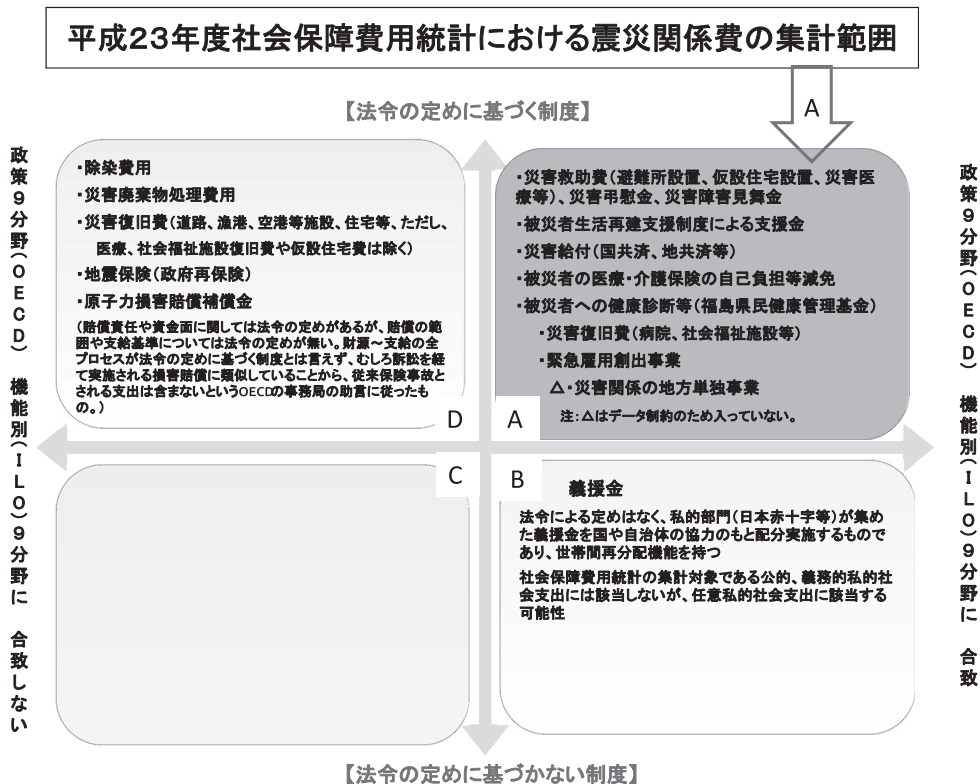


図8 平成23年度社会保障費用統計における震災関係費の集計範囲

表9 主な東日本大震災関係の社会保障費用

| 項目 | 政策分野別 社会支出 | 部門別 社会保障給付費 | 機能別 社会保障給付費 | 費用 (2011年度) | 過去の費用 (億円) | | | |
|---------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|------------|------|------|------|
| | | | | | 2010 | 2009 | 2008 | 2007 |
| 災害救助費 | 他の政策分野 | 福祉その他 | 生活保護 その他 | 5,200億円 | 390 | 8 | 6 | 120 |
| 災害弔慰金・災害障害見舞金 | | | | 780億円 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 被災者生活再建支援制度 | | | | 2,100億円 | 3 | 17 | 42 | 48 |
| 福島県民健康管理基金 | | | | 780億円 | - | - | - | - |
| 災害復旧費 (病院, 社会福祉施設等) | × | × | × | 1,000億円 | 0 | 0 | 3 | 5 |
| 緊急雇用創出事業 (震災関係) | | | | 3,700億円 | - | - | - | - |
| 医療・介護保険の自己負担等減免 | 高齢/保健 | 医療/ 福祉その他 | 高齢/ 保健医療 | 870億円 | - | - | - | - |

生活保護など、既存の一般的な施策において震災により支出が増えたことが想定されるものがあり、これらも広い意味では震災関係費用といえるだろう。

OECD基準における大規模災害時の社会保障費用の範囲は、これまでOECDが示してきたマニュアルには必ずしも明示的に示されてこなかったものであり、今後、今回行った我が国の社会保障費用統計の震災費用の分類方法が、OECD基準のマニュアル改定に生かされ、国際的により正確な大規模災害時の社会保障費用の把握に貢献することが期待される。

II 作成方法の通知—中小企業退職金共済制度等を社会保障給付費へ新規計上

社会保障費用統計は、2012年7月9日に総務大臣告示に基づき、統計法上の基幹統計に指定された。基幹統計のうち、統計調査以外の方法により作成する場合¹⁸⁾は、統計法(平成19年法律第53号)第26条に基づき、その作成方法の変更時(軽微変更を除く。)にあらかじめ総務大臣に通知することとされている。

社会保障費用統計は、2012年11月12日に作成方法を通知しており、今回社会保障費用統計としてはじめての作成方法変更通知として、2013年10月8日に総務大臣に通知した¹⁹⁾。本稿では、通知対象となる変更に加え、通知対象以外の事務的な

変更についても解説することとする。

1 通知対象となる変更

今回の通知内容では、中小企業退職金共済制度(中退共)等の社会保障給付費への新規計上を行った。あわせて遡及して数値を修正した。

中退共等については、2010年度集計でOECD基準の範囲の見直しを行い、新規計上したものである。2011年度集計ではILO基準の範囲の見直しを行い、基準に照らしこれらの制度が集計対象であると整理した。

同様の理由で、社会福祉施設職員等退職手当共済制度、公害健康被害補償制度なども社会保障給付費への新規計上を行った。

2 通知対象以外の事務的な変更

正式な通知対象ではない事務的な変更としては、以下の5点の修正を行った。いずれも遡及して数値を修正した。

(1) 国民健康保険共同事業支出金(拠出金)等の削除

制度内の保険者間の資金移動などといった、見せかけ上社会保障費用を増加させる数値がこれまで含まれており、社会保障政策の検討の際に支障が生じかねないため、2011年度集計から社会保障費用として計上しないこととした。

同様の理由で、農林漁業団体職員共済組合責任準備金繰入(戻入)なども削除した。

(2) 東日本大震災復旧・復興関係の費用項目の

新規計上

国家予算において、平成23年度第3次補正予算（2011年11月21日成立）から、本予算と復興予算を区別するため、例えば、既存の「災害救助等諸費」に加え、新たな項目として「東日本大震災復旧・復興災害救助等諸費」を設けていることに対応した。

（3）地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分の新規計上

国民医療費において、2010年度から公費負担医療費給付のうち地方公共団体単独実施分（乳幼児医療費助成等）が内訳表示されていることも踏まえ、2011年度集計から同費用を新たに遡及計上することとした。

（4）自動車損害賠償責任制度（自賠責）等の削除
自賠責については、昨年の公表後にOECD担当者から社会支出に含まれないとの見解が示されたことから、2011年度集計から社会保障費用として計上しないこととした²⁰⁾。同様の理由で、政府自動車損害賠償保障制度も削除した。

（5）公的住宅の建設費の削除

2010年度集計からOECD基準「住宅」には低所得者向け家賃補助（生活保護の住宅扶助、公営住宅家賃補助）に加えて公的住宅の建設費を計上している。公表後OECDへの登録の際、改めて担当者に確認したところ、社会支出の定義上は低所得者対象の家賃補助や公的住宅費を含むが、住宅建設費については各国横並びでデータが得られないので、現在は含めていないとの回答が得られた。そこで、2011年度集計から、国際比較を確保する観点から、建設費は除き、各国共通で計上されている低所得者向け家賃補助（生活保護の住宅扶助、公営住宅家賃補助）のみを集計対象とした。

おわりに

本稿では、第1部で「2011（平成23）年度社会保障費用統計」の結果の概要と増減要因を述べ、第2部では今回の集計における主な特徴について解説した。来年度以降の検討課題として残っているのは、①地方単独事業の扱いおよび②新たな公

的統計の整備に関する基本計画の指摘事項への対応である。

OECD基準の社会支出では、そのマニュアルに沿って定義に当てはまれば、国・地方を問わず集計すべきものとされているが、財政制度の違いに加え、財政費用統計の整備状況により、すべての国で同じように地方自治体部分が集計されているとは限らない。例えば、日本と同様に中央集権色の強い財政運営を行っていると言われる韓国なども、地方自治体独自の支出の把握に限界があるとしている²¹⁾。

日本においては、国の法律に基づき、国庫から全部ないし一部支出されている事業については、各省庁等より地方負担分のデータ提供を受け、費用統計に計上している。しかし、地方が独自の財源で行う単独事業については、総務省の毎年作成している「地方財政状況調査」²²⁾では、地方単独事業およびそのうち給付として使われている部分が分離計上されていないことなどから、そのままでは社会保障費用統計には活用できず、地方単独事業の計上のあり方が長年の課題となっている。

国立社会保障・人口問題研究所（2013a）で述べたとおり、2011年度は、税・社会保障一体改革における消費税引き上げ分の国と地方の配分を巡って、社会保障関係の地方単独事業の負担がクローズアップされた。そこで2011年11月に総務省が「社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果」²³⁾を公表し、2012年2月には、地方単独事業を含め、財源構成に関わりなくその事業の機能・性格に着目した社会保障給付の全体像を整理するとして「税・社会保障一体改革大綱（2012年2月17日閣議決定）」²⁴⁾がとりまとめられたが、総務省が毎年公表する体制にはなっていない。このように、近年、社会保障費用統計において、地方単独事業を把握する必要性が高まっている。

こうした中、社会保障費用統計については、今回、II2（3）で述べたとおり、国民医療費において、2010年度から公費負担医療費給付のうち地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分（乳幼児医療費助成等）が内訳表示されていることも踏ま

え、2011年度集計から同費用を新たに遡及計上することとし、地方単独事業の把握が一步前進した。

今後、消費税率8%から10%への更なる引上げが行われる場合には、再度、消費税引き上げ分の用途について、国と地方との関係を含め、さまざまな議論が行われることが想定される。こうした動きに注視しつつも、今後、今回の地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分のように継続的に数値が取れ、国際基準に該当するものが出てくれば、速やかに社会保障給付に組み入れられるよう、引き続き総務省等における実績データの公表状況を注視していく。

もう一つの課題は、新たな公的統計の整備に関する基本計画の指摘事項への対応である。2009年4月から新しい統計法が施行され、それに伴い2009年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(現計画)も5年の計画期間が終わりに近づき、現在、本年4月から計画期間が始まる新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」(新計画)の策定作業が統計委員会で行われている。

公的統計の整備に関する基本的な計画は、統計法第4条に基づき、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定め、統計委員会の意見を聞いて、閣議決定されるものである。

社会保障費用統計については、現計画の指摘に沿い、国立社会保障・人口問題研究所(2013a)で述べたとおり、①国際比較性の向上を図るためにOECD基準集計の拡充および基幹統計化を行い、②国民経済計算(SNA)と社会保障費用統計との関係性の整理を行った。

統計委員会での新計画策定に向けた検討の中で、社会保障費用統計に対して、①一層の公表時期の早期化と、②集計項目の細分化などに努めることが指摘されている。現状において、どのような形で統計委員会の指摘に応えるかは今後の検討事項となるが、指摘を踏まえて、次年度以降の社会保障費用統計のさらなる改善を図ることで、社会保障費用統計に対する国民の期待に応えられる

よう努めていく。

注

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所(2013b)、同内容は研究所ホームページに全文掲載してある。なお、本稿第1部では、日本の結果のみを扱い、国際比較については別稿(国立社会保障・人口問題研究所(2014))に解説を掲載した。
- 2) 公表資料では、日本の社会支出に加えて、各国の社会支出との国際比較を掲載している。本稿では、日本についてのみ取り上げ、国際比較については別稿(国立社会保障・人口問題研究所(2014))において取り上げているので参照されたい。
- 3) 厚生労働省保険局「平成23年度後期高齢者医療事業状況報告」
- 4) 厚生労働省保険局「平成23年度国民健康保険事業年報」
- 5) 厚生労働省年金局「平成23年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」によれば、国民年金受給者総数(年度末現在)の対前年度伸び率は2010年度2.0%から2011年度2.7%へ増加する一方、同厚生年金保険は2010年度4.6%から2011年度3.6%へ減少している。
- 6) 厚生労働省保険局「平成23年度介護保険事業状況報告」
- 7) 財源はILO基準のみであり、OECD基準社会支出に対応する財源の集計は存在しない。OECDでは別の統計(Revenue Statistics歳入統計)において、各国の税、社会保険料の国際比較データを整備している(財務省の国民負担率の国際比較は本統計の税、社会保険料を使用)。但し、Revenue Statisticsの税には、社会保障に加えて防衛費等へ充当する分も含み、社会保障に限った財源をみるデータとしては不適當である。将来、OECDが社会支出とRevenue Statisticsを一体化させる形で拡張される可能性があるが、多大な労力がかかるため実現は難しい状況にある(Adema et al. 2011)。一方、欧州諸国に限れば、ESSPROS統計において社会保障の財源データが整備されており、国際比較が可能である。しかし、日本は、ESSPROS統計を整備していないため、比較ができない。日本と諸外国の比較可能な財源データの整備が今後の課題であることは、国立社会保障・人口問題研究所(2011)でも指摘されているところである。
- 8) 厚生年金保険料率(2011年10月1日改定)は16.058%から16.412%へ0.354%増加した。2011年の厚生年金保険被保険者総数の対前年度伸び率は0.3%、標準報酬月額の前年度伸び率は△0.4%であった。(厚生労働省年金局「平成23年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」)。
- 9) 組合管掌健康保険全国平均保険料率は40歳以上の介護保険第2号被保険者で、8.84%から9.23%へ

- 0.39%増加した。(健康保険組合連合会「平成25年度健保組合予算早期集計結果の概要」) 2011年の組合管掌健康保険制度加入者の対前年度伸び率は $\Delta 0.6\%$ 、標準報酬月額の前年度伸び率は 0.3% であった。(厚生労働省保険局「平成23年度健康保険・船員保険事業報告」)。
- 10) 全国健康保険協会管掌健康保険全国平均保険料率(2011年3月改定)は40歳以上の介護保険第2号被保険者で、 10.84% から 11.01% へ 0.17% 増加した。2011年の全国健康保険協会管掌健康保険制度加入者の対前年度伸び率は $\Delta 0.1\%$ 、標準報酬月額の前年度伸び率は $\Delta 0.4\%$ であった。(厚生労働省保険局「平成23年度健康保険・船員保険事業報告」)。
- 11) 他の公費負担とは、国の制度に基づいて地方負担が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は、地方公共団体単独実施公費負担医療費給付を除き、含まない。
- 12) 厚生労働省「平成23年度年金積立金運用報告書」によると、2011年度における年金積立金全体の運用実績は、厚生年金の収益率が 2.17% (前年度 $\Delta 0.26\%$)、国民年金の収益率が 2.15% (前年度 $\Delta 0.25\%$)で、合計で 2.17% (前年度 $\Delta 0.26\%$)であった。
- 13) 厚生年金における積立金からの受け入れは、2010年度6兆3,431億円から2011年度は5兆5,772億円($\Delta 7,659$ 億円)となった。
- 14) 後期高齢者医療制度における繰越金は、2010年度3,028億円から2011年度は1,249億円($\Delta 1,779$ 億円)となった。
- 15) 雇用保険における積立金からの受け入れは、2010年度1,770億円から2011年度はゼロ($\Delta 1,770$ 億円)となった。
- 16) 東京電力による損害賠償にかかる費用が社会保障費用に含まれない理由については、別稿(国立社会保障・人口問題研究所(2014))において取り上げているので参照されたい。
- 17) 東日本大震災による社会保障費用の集計範囲の整理については、別稿(国立社会保障・人口問題研究所(2014))において取り上げているので参照されたい。
- 18) 社会保障費用統計のほかには、国民経済計算、産業連関表、生命表および鉱工業指数がある。(総務省調べ、2013年4月現在)。
- 19) 社会保障費用統計「統計の作成方法」(2013年10月)。
<http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h23/sakuseifsss2013.pdf>
- 20) 自賠責の社会保障費用における整理については、別稿(国立社会保障・人口問題研究所(2014))において取り上げているので参照されたい。
- 21) Kyeonghwan Gho, Youngsik Chang, and Jiwon Kang 2011. "Estimation of Social Expenditures in Korea:1990-2007" OECD/Korea Policy Centre-Health and Social Policy Programmes:SOCX Technical Papers NO.1, pp.13
- 22) 総務省「地方財政状況調査関係資料」
http://www.soumu.go.jp/iken/jokyo_chousa-shiryō.html
- 23) 総務省「社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果」(2011年11月10日)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000134597.pdf
- 24) 「税・社会保障一体改革大綱」(2012年2月17日閣議決定) http://www.mof.go.jp/comprehensive_reform/240217kettei.pdf

参考文献

- Adema, W., Fron, P. and Ladaique, M., (2011), "Is the European Welfare States Really More Expensive?: Indicators on Social Spending, 1980-2012; and a Manual to the OECD Social Expenditure Database (SOCX), OECD "Social, Employment and Migration Working Papers, 124
- 国立社会保障・人口問題研究所(2011)『社会保障費統計に関する研究報告書』所内研究報告第41号 (<http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/houkokuNo.41-201106.pdf>)
- 国立社会保障・人口問題研究所(2013a)「2010(平成22)年度社会保障費用-概要と解説-」『季刊社会保障研究』199号pp.447-456
- 国立社会保障・人口問題研究所(2013b)『平成23年度社会保障費用統計』
http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h23/fsss_h23.asp
- 国立社会保障・人口問題研究所(2014)「OECD基準による我が国の社会支出-社会保障費用統計2011年度報告-」『海外社会保障研究』186号pp.50-56

(ふじわら・ともこ 企画部長)

(かつまた・ゆきこ 情報調査分析部長)

(たけざわ・じゅんこ 企画部第3室長)

(にしもり・かずひろ 企画部第2室長)

(さとう・いたる 社会保障基礎理論研究部第1室長)

(ふじい・まゆ 社会保障基礎理論研究部研究員)

動 向

OECD基準による我が国の社会支出

— 社会保障費用統計2011年度報告 —

国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト

はじめに

国立社会保障・人口問題研究所は2013（平成25）年12月6日に「平成23年度社会保障費用統計」を公表した。本稿では、社会保障費用統計として公表するILO基準社会保障給付費、OECD基準社会支出のうち、後者を取り上げる。Iで国際比較の概要と集計における主な変更点を述べる¹⁾。つぎにIIで2011年度日本の社会支出の特徴である東日本大震災関係費について、国際基準に照らしどのように整理したのか、また諸外国の災害関係費の扱い等について紹介する。

I 社会支出の国際比較

(1) 社会支出の国際比較

図1は日本と主要先進5カ国の社会支出を対国内総生産比で示している。データ出所であるOECD社会支出データベースにおいて、全ての国のデータがそろそろ直近年である2009年度で比較しているが、日本についてのみ、今回公表する2011年度を併記している²⁾。

まず、社会支出総額の対国内総生産比でみると、日本は23.67%（2011年度）で、ヨーロッパの国々よりは低いがアメリカ（19.45%）よりは高い。しかしながら、近年はイギリス（24.91%）に迫る勢いである。つぎに政策分野別の対国内総

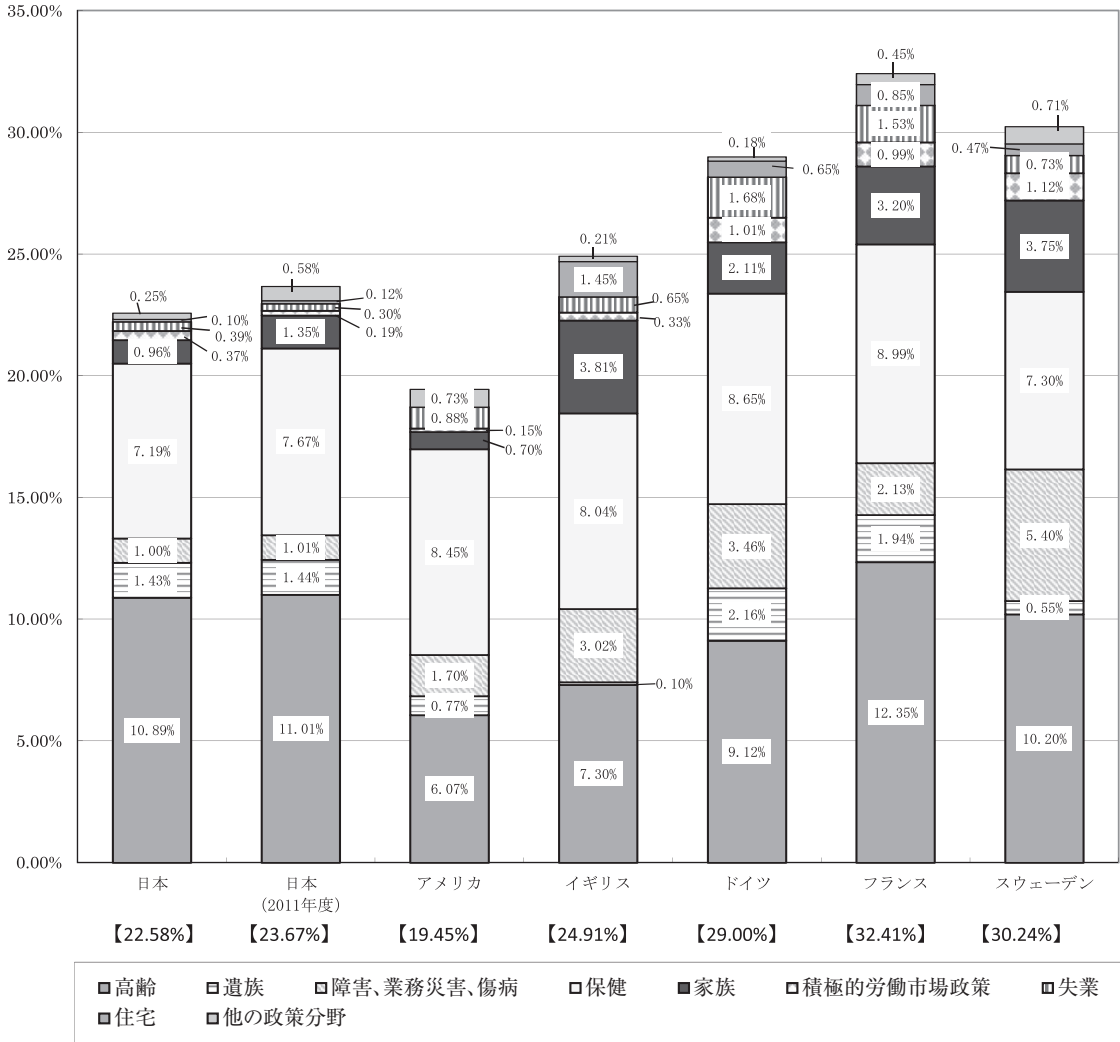
生産比で注目されるのは、「家族」で最も大きいイギリス3.81%であり、スウェーデン3.75%、フランス3.20%を上回るといえる点である。イギリスの「家族」を押し上げているのは家族向け税額控除（Working Tax Credit, Child Tax Credit）である。一方、日本の「家族」は2009年度0.96%、2010年度子ども手当導入後の2011年度は1.35%へ上昇したが、ヨーロッパの国々の水準にはほど遠い。

(2) 2011年度日本の集計における主な変更点

昨年2010年度集計においてOECD基準の集計範囲を見直し、新たな制度を追加した（国立社会保障・人口問題研究所2013b）。引き続き今年集計においても見直しを行い、いくつかの遡及修正を行った。その結果、2010年度社会支出総額は、昨年度公表の110兆4,541億円から108兆9,195億円へ、1兆5,346億円減となった。政策分野別社会支出で昨年度公表値からの変更が大きかったのは、「障害、業務災害、傷病」で7,171億円減、「高齢」で4,287億円減、「住宅」で2,954億円減であった。以下では主な変更点について説明する。

① 自動車賠償責任保険・政府保障事業の削除 (2005—2010年度)

自賠責保険は法令に基づく制度かつ強制拠出であり、義務的社会支出の要件を満たすことから、かつてOECD事務局より集計対象との回答を得ていた。しかし改めて事務局に確認したとこ



資料：社会支出の日本は平成23年度社会保障費用統計、諸外国はOECD Social Expenditure Database 2013 ed.。国内総生産の日本は内閣府「平成25年版国民経済計算年報」、諸外国はOECD National Accounts 2013。

図1 対国内総生産比社会支出の国際比較（2009年度）

ろ、2005年頃に基準を見直し、対象外と整理したとのことである。自動車事故等の民事賠償責任保険（civil liability insurance）で、強制性と社会連帯の性格を持つ場合、社会支出の境界線上の制度とも考えられるが、それが法令の定めによる制度であっても、社会支出には含めないとの説明であった。これを受けて自動車賠償責任保険・政府保障事業を削除した結果、昨年公表の2010年度「障

害・業務災害・傷病」は7,171億円の減、「遺族」は1,291億円の減となった。

② 農林漁業団体職員共済組合の責任準備金繰入の削除（1980-2010年度）

社会支出では個人に帰着する給付のほか施設整備費や雑支出を含むその他支出も集計対象としている。各種年金制度のその他支出は「高齢」に

計上しており、農林共済の責任準備金も「高齢」に計上してきた。しかし、責任準備金は毎年度の収支差の調整項に過ぎず、実質的な支出といえないことから、今回より削除とした。その結果、昨年公表の2010年度「高齢」は4,287億円の減となった。

③ 住宅の建設費等の削除（2005－2010年度）

昨年よりOECD基準「住宅」には低所得者向け家賃補助（生活保護の住宅扶助、公営住宅家賃補助）に加えて公的住宅の建設費等を計上している。昨年の公表結果をOECDへ登録の際、改めて担当者に確認したところ、社会支出の定義上は低所得者対象の家賃補助や公的住宅建設費を含むが、住宅建設費については各国横並びでデータが得られないので、現在は含めていないとの回答が得られた。そこで、今年の集計より、国際比較を確保する観点から、建設費は除き、各国共通で計上されている低所得者向け家賃補助（生活保護の住宅扶助、公営住宅家賃補助）のみを集計対象とした。

その結果、昨年公表の2010年度「住宅」は2,954億円の減となった。

④ 結婚手当金の削除（1980－2010年度）

国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、日本私立学校振興・共催事業団において結婚手当金給付がある。OECD事務局より、結婚事由による給付が社会支出に該当するかについては、加盟国内で共通合意がないため除くべきとの指摘を受け、1980年度以降を遡及削除した。その結果、昨年公表の2010年度「家族」から59億円の減となった。

⑤ 被災者生活再建支援制度の追加（2005－2011年度）

住宅被害を受けた被災者へ支援金を給付するもので、阪神淡路大震災を機に1998年に制定され、所管は内閣府防災担当（実施は財団法人都道府県

会館）である。これまで集計対象としてこなかったが、今年の集計で東日本大震災関係費を全省庁にわたり精査した結果、本制度は集計対象と判断し、2005年度以降を遡及計上した。その結果、昨年公表の2010年度「他の政策分野」は3億円の微増であったが、2011年度は東日本大震災の影響で2,122億円が計上され、同分類が大きく増える一因となった。

II 社会保障費用における災害関係費の扱い

(1) 国際基準における災害関係費

これまでに出されたILOとOECDのマニュアルやワーキングペーパーなどに災害関係費用をどのように集計すべきかの記述は無い。そこで、東日本大震災関係の扱いについては、日本における災害関係費用を文献（寺澤2012）と決算資料（財務省2013）をもとに整理した上で、OECD事務局（SOCX担当者）に照会および協議を行った。2011年度社会保障費用統計はその協議結果を反映して集計した。またその結果は、OECD韓国政策センター（OECD/Korea Policy Center）の「第8回アジア環太平洋地域社会（統計）に関する専門家会議」（2013年10月29日～30日）で「災害援助費用の社会支出集計への反映について」と題して報告した（Katsumata 2013）。

ILOやOECDの国際基準では機能や政策という分類を採用しているため、災害援助費用といっても、災害復旧費としてインフラの補修や再整備にかかる費用をどこまで含めるべきなのか、東日本大震災で発生した特別な費用として福島原発事故の補償を入れるべきなのか否かが検討の課題となった。検討の結果、含めることになった震災関係の費用については、国立社会保障・人口問題研究所（2014）にまとめたので参照してほしい。本稿では、どのような視点からその範囲を決めたのかを中心に解説する。

図2は集計範囲の考え方を整理しOECDに説明するために研究所が作成した概念図である。縦軸は、その費用がどのような根拠で支出されているのか、特に法令に基づいていることが集計範囲に含める必要条件であることを表している。また、横軸は、その費用が国際基準でターゲットにしている費用なのかどうか、言い換えれば、ILOなら機能別分類、OECDなら政策分類の範囲の定義に照らしあわせて合致しているか否か、が必要条件であることを表している³⁾。ここに、東日本大震災に関する費用として考えられるものを当てはめた。そして右上の第1象限、すなわち法令の定めに基づく制度から支出されていて政策9分野と機能別9分野の定義に合致する費用を集計に加えることにした。具体的には、以下のような費用が社会保障費用として計上された⁴⁾。

- ・災害救助費（避難所設置、仮設住宅設置、災害医療等）、災害弔慰金、災害障害見舞金

- ・被災者生活再建支援制度による支援金
- ・被災者の医療・介護保険の自己負担等減免^{*}
- ・被災者への健康診断等（福島県民健康管理基金）^{**}
- ・災害復旧費（病院、社会福祉施設等）
- ・緊急雇用創出事業（震災関係）^{**}

計上された費用には、災害救助費などの従来から社会保障費用に入っていたものと、福島県民健康管理基金などの今回の震災を機に制度が創設されたもの（上記※印）の2種類が入っている。

前者については、いずれの制度も同年度に発生した他の台風・豪雨等災害も支給対象となるため、震災関係費用のみを計上することはできないものの、その大部分が震災関係費用であることが想定される。また、被災者生活再建支援制度による支援金については、阪神淡路大震災を機に1998年に制定されたものだが、これまで社会保障費用に含めていなかったため、今回2005年度まで遡って含めることとしたものである。

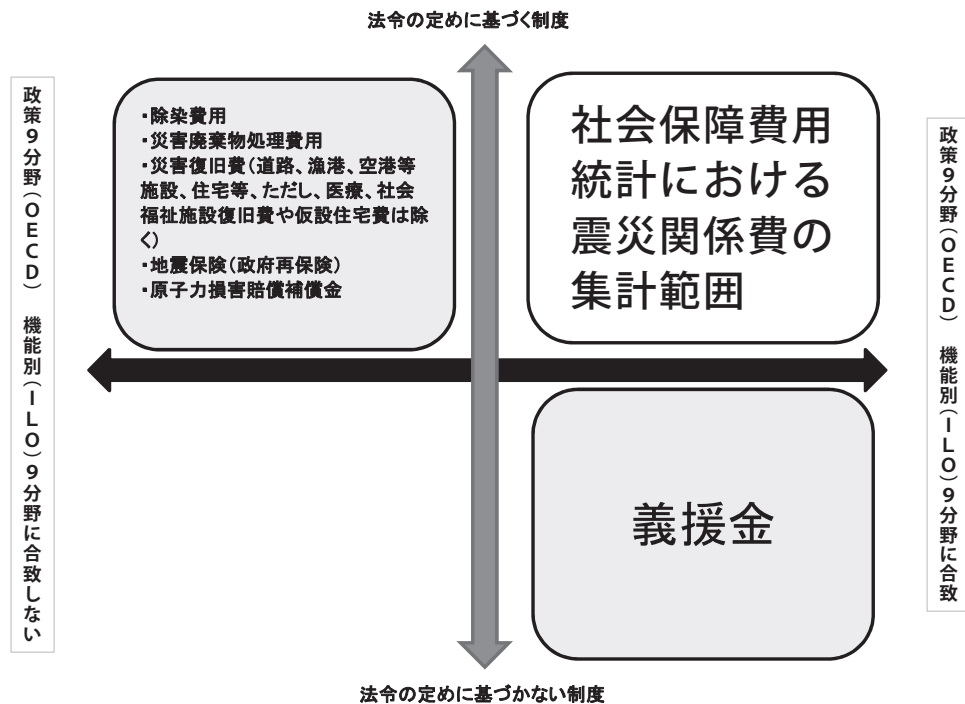


図2 国際基準（ILO、OECD）における災害援助費用の集計範囲

一方、後者のうち、被災者の医療・介護保険の自己負担等減免、については既存の社会保険制度において、被災者の給付水準を100パーセントにしたことを意味しており、各保険者の給付額が自己負担減免分を上乗せした分増加したことになる。

さらに言えば、金額として把握できないため示していないが、2万人を超える犠牲者を出したことから、各種労災保険からの給付、主な稼ぎ手としての世帯主を無くした人への遺族年金給付、扶養者としての親を亡くした児童の児童扶養手当給付、生活の基盤を失い被保護世帯になった人々の生活保護費など、一般的な施策にかかる費用増も広い意味では震災関係費用といえるだろう。

表1では金額の把握が可能な主な震災関係の費用を示した。医療・介護保険の自己負担減免はそれぞれ、保健や医療、または高齢の分類になっているが、その他震災を機に新たに設けられたものは、OECDでは「他の政策分野」、ILOでは「生活保護その他」に分類された。ILOは集計の範囲を直接・間接に個人に帰着する給付としているため、建物の改修のための災害復旧費や雇用主に対して支払われる緊急雇用創出事業などは含まれず、OECD基準による社会支出のみでの計上となった。

次に、震災関係費用のなかで社会保障費用に含まれないと判断された費用についてみたい。第1に、図2の右下部分第4象限には義援金が挙げられ

る。ここに含まれる義援金とは、法令による定めではなく、私的部門（日本赤十字等）が集めた義援金を国や自治体の協力のもと配分実施するものである。社会保障費用統計の集計対象がOECDの費用範囲のなかで、公的、義務的私的社會支出なのでここでは含めないものとしたが、OECDの任意私的社會支出に相当すると判断できる可能性もある。それは、義援金の支出が所得再分配効果をもっており、義援金を負担する人に税制優遇措置が与えられるなど、拠出を奨励・促進するメカニズムが働いている場合である。

第2に、図2で左上の部分、第2象限に該当する費用で、ここには、法令の定めに基づくが、ILO9機能、OECD9政策分野に該当しない費用が含まれる。除染費用やインフラ改修整備の費用と、地震再保険の負担費用は、2つの国際基準では明らかに集計の範囲とする社会保障ではない。しかし、最後の「原子力損害賠償補償金」については、OECDとの間で議論となった費用である。

原子力損害賠償については⁵⁾、今回の福島原発事故以前から、1961年に定めた「原子力損害の賠償に関する法律」により、原子力事業者に対して、1事業所当たり最大1,200億円の原子力損害賠償責任保険契約や原子力損害賠償保障契約への加入といった損害賠償措置を講じることを義務づけ、賠償措置額を超える部分は国が一定の場合に必要な援助をする仕組みがあった。もっとも賠償の範囲や支給基準は、紛争の当事者による自主的な解決

表1 主な東日本大震災関係の社会保障費用（平成23年度）

| 項目 | 政策分野別 社会支出 | 部門別 社会保障給付費 | 機能別 社会保障給付費 | 費用 (平成23年度) |
|-------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 国際基準 | OECD | | ILO | |
| 災害救助費 | 他の政策分野 | 福祉その他 | 生活保護その他 | 5,200億円 |
| 災害弔慰金・災害障害見舞金 | | | | 780億円 |
| 被災者生活再建支援制度 | | | | 2,100億円 |
| 福島県民健康管理基金 | | 医療 | | 780億円 |
| 災害復旧費（病院、社会福祉施設等） | | × | × | 1,000億円 |
| 緊急雇用創出事業（震災関係） | | | | 3,700億円 |
| 医療・介護保険の自己負担等減免 | 高齢／保健 | 医療／福祉その他 | 高齢／保健医療 | 870億円 |

に資する一般的な指針を国の審議会が定めるとしているだけで具体的には規定されていなかった。

今回の福島原発事故では被害額が甚大であり、従来の補償措置額ではまかないきれないものとなったため、平成23年に新たに「原子力損害賠償支援機構法」を定め、賠償措置額を超える損害について電力事業者と政府が出資する基金を設立し、そこから東京電力に対して資金援助を行うこととされた。この公費および民間拠出から被災者の補償を行うという仕組みが、公害健康被害補償制度などの社会保障費用をすでに計上している制度と共通点があることから、社会支出に含めるべきではないかと疑義が生じた。

OECD事務局と協議した結果、今回の福島原発事故の損害賠償の仕組みについては、賠償責任や資金面について法律の定めがあり、賠償の範囲や支給基準について国の指針を示すなど国の関与は高いものの、賠償作業は加害者たる東京電力で行われており、最終的な支払額は当事者間の交渉で決まることから、むしろ民間の訴訟を基礎とする損害賠償に近いとして、社会支出に含めるべきではないとの結論にいたった。

OECDの判断は、定義上の解釈と同時に、他の国でも類似の費用は計上していないという実態に整合性を持たせるという意味があった。国際比較性を担保するためには、単に機械的な定義の解釈でなく、事実として同種類の支出や給付を含めるかどうかの判断が必要になって来るのである。

原子力損害賠償法のもと、個人への給付は平成23年度で約2,300億円になったとされている（復興庁調べ）。社会支出総額からすればこの金額の規模は小さく、対GDP比率でみればさらに影響は小さい。

(2) 諸外国の災害関係費の扱いについて

OECDの社会支出のマニュアルの記述には災害関連の費用について、ことさらに記述はみづから

ないが、いくつかの国の費用のなかに災害に関連した費用を見つけることができる。たとえば、韓国については、Natural disaster victims（災害救助法に基づく給付。生活援助、住宅修繕費等。）が「他の政策分野」に計上されている。ニュージーランドにおいても、カンタベリー地震短期住宅支援（2010年地震で被災して自宅に住めない者に対して賃貸の家賃やホテル宿泊費等について短期的な支援を行う）が「他の政策分野」に計上されている。また、アメリカの2007年の失業にDisaster unemployment assistance（災害による失業援助）が計上されていた。さらに、スペインについては、Victims of political events or natural disasters（政治事件や天災による被害者）の支出が「遺族」「障害・業務災害・傷病」に1980年代には計上されていた。このように、災害関連費用は様々な政策分野に計上されていることがわかる。しかし、マニュアルにおいて災害関連支出の計上方法について指示がないため、各国の判断に任されているという現状がある。近年、地球温暖化の影響などもあり、世界のあらゆる地域で大規模自然災害が頻繁に起きるようになってきたことから、社会支出においてどのように災害関連給付を計上していくかの検討がなされるべきだと考える。社会保障支出総額からすると毎年支出される災害関連給付は小さな存在でしかないが、大震災に見舞われたときにその影響の大きさから再考する機会が与えられたのである。このたび日本が東日本大震災を通じて災害関連支出の扱いについて図2のように体系的な整理を行ったことは、国際比較費用統計の向上のための貢献と捉えることができるだろう。

注

- 1) ILO基準社会保障給付費を含む平成23年度社会保障費用統計の概要については国立社会保障・人口問題研究所（2014）を参照。
- 2) アメリカ、ドイツは直近2010年度のデータが利用できる。
- 3) 東日本大震災後の原子力損害賠償制度をめぐる経

緯については寺倉（2012）参照。

- 4) ILO機能別分類、OECD政策分野別分類の範囲については国立社会保障・人口問題研究所（2013a）IV巻末参考資料参照。
- 5) 地方自治体の単独事業として行われた事業についてはデータが得られなかったことから含めていない。

参考文献

- Adema, W., Fron, P. and Ladaique, M. (2011) "Is the European welfare state really more expensive? Indicators on social spending, 1980-2012 and a manual to the OECD Social Expenditure database (SOCX) " (OECD Social, Employment and Migration Working Papers No. 124), October 2011マニュアル箇所 (PART II: THE SOCX MANUAL)
http://www.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/is-the-european-welfare-state-really-more-expensive_5kg2d2d4pbf0-en
- Katsumata, Yukiko M. (2013) "Disaster relief and implications for social spending data"
(<http://www.ipss.go.jp/international/files/Yukiko%20Katsumata%20Japan%20IPSS2013.pdf>) OECD/Korea Policy Center <http://www.oecd-korea.org/>
- 国立社会保障・人口問題研究所（2013a）「平成23年度社会保障費用統計」
-
- （2013b）「2010（平成22）年度 社会保障費用－概要と解説－」『季刊社会保障研究』第48巻第4号 pp.447－456
-
- （2014）「2011（平成23）年度 社会保障費用－概要と解説－」『季刊社会

保障研究』第49巻第4号 pp.434－432

- 寺倉憲一（2012）「東日本大震災後の原子力損害賠償制度をめぐる経緯と課題」国立国会図書館調査資料
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487579_po_20110407.pdf?contentNo=1
- 寺澤泰大（2012）「社会保障分野における東日本大震災への対応と国会論議— 災害救助、医療、介護・福祉、雇用等 —」『立法と調査』No.329（参議院事務局企画調整室編集・発行）http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2012pdf/20120601096.pdf
- 財務省（2013）「平成23年度決算の説明：参考（東日本大震災復旧・復興関係経費）」http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2011/kessan_23_19.pdf

本文中の略語一覧：

- ILO International Labour Organization 国際労働機関
OECD Organization of Economic Cooperation and Development 経済協力開発機構
SNA System of National Accounts 国民経済計算
SOCX Social Expenditure 社会支出

（ふじわら・ともこ 企画部長）

（かつまた・ゆきこ 情報調査分析部長）

（たけざわ・じゅんこ 企画部第3室長）

（にしもり・かずひろ 企画部第2室長）

（さとう・いたる 社会保障基礎理論研究部第1室長）

（ふじい・まゆ 社会保障基礎理論研究部研究員）